

公告中の案件に関する質問及び回答

質問日	令和8年2月12日
発注機関	石川森林管理署
事業名	南方(ケ-1)溪間工事
公告日	令和8年1月28日
開札日時	令和8年3月11日 11時30分
質問の内容	設計図書等に対する質問回答書 参考資料 P3 経費条件表 労務単価補正条件 通勤補正 金沢市役所を通勤起点と算定し45%補正 ※実行中 状況により変更対象となる とありますが、状況による変更対象とは具体的にどう いうケースを想定しているのか？ 状況報告の様式があれば提示していただきたい。
質問の回答	森林整備保全事業設計積算要領の細部取扱い(以下「細部取扱い」という。)により、金沢市役所を通勤起点と想定し経費条件表のとおり45%の通勤補正を積算しているところですが、工事契約後に地域外からの労働者確保に関する特記仕様書に基づき営繕に要する費用の計上に関する協議を行う場合は、同特記仕様書第10条により、通勤の実態に応じて通勤補正の起点を変更する場合があります。通勤補正の起点の変更に係る考え方は以下のとおりです。 労働者宿舎等に宿泊した労働者の延べ日数(以下、「宿泊延べ日数」という。)が当該事業に係る全労働者の作業延べ日数の半数以上となる場合は、細部取扱いによらず、労働者が宿泊している市町村の役場を通勤補正の起点とすることとします。 なお、宿泊延べ日数には宿泊している期間の作業休工日は含まないものとします。 労働者が複数の労働者宿舎等に宿泊している場合は、最も宿泊延べ日数が多い市町村役場を通勤補正の起点とし、宿泊延べ日数が同数の場合は、より遠方となる市町村役場を通勤補正の起点とすることとします。 ただし、通勤補正の起点が施工地から最寄りの有資格者が存在する同一県内における市町村役場よりも遠方になる場合、宿泊延べ日数が作業延べ日数の半数を超えない場合及び営繕に要する費用の計上に関する協議を行わない場合は、細部取扱いによる通勤補正の起点を適用することとします。 状況報告の様式については、工事契約後に監督職員から指示します。

問合せ先 : 石川森林管理署 総務グループ

電話 : 050-3160-6100 メールアドレス : nyusatsu_ishikawa@maff.go.jp